



石尾

令和5年度 学校通信

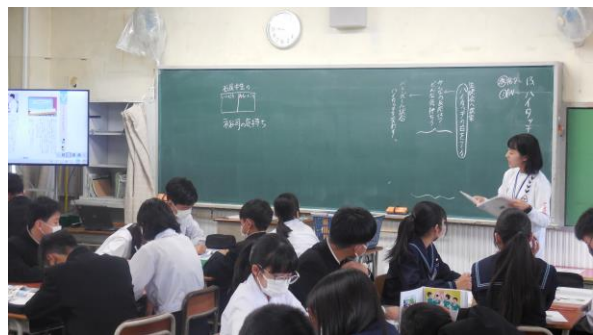
第3号 6月1日
和泉市立石尾中学校
学校長 藤本 善則

《校訓》
剛健 親愛 勇気

『紫陽花や きのふの誠 けふの嘘』正岡子規 日頃の up date を大切に！

5月2日(火) から始まった家庭訪問では、お忙しい中、保護者の皆様にはご協力を頂き誠にありがとうございました。家庭訪問を希望された方は、3年生⇒30% 2年生⇒34% 1年生⇒49%でした。

さて、6月に入ります。この時期は、梅雨に入り雨や気温の変化など気になることが多い時ですが、子どもたちの健康・安全にとっても注意が必要な時期です。引き続きコロナやインフルエンザにも注意が必要です。雨の日の安全な過ごし方など、学校においても指導を行ってまいります。傘をさしての登下校、自転車通学も心配です。ご家庭でも交通事故に気をつけるよう、お話をさせていただけたらと思います。また、体育の授業では、水泳の授業が各学年始まります。プールの授業がある日の子どもの体調に心配がある方は必ず担任へご連絡をお願いします。



2年生のあるクラスの道徳の授業風景です。『ハイタッチがくれたもの』を題材にしていました。ねらいは、①集団で協力し合う大切さに気づくこと ②狭い仲間意識を越えること ③よりよい校風をつくろうとする実践意欲を育てることです。全ての生徒が真剣に仲間の意見を聞きながら話し合いをしていました。

道徳の授業では、正解は一つでないかもしれませんが、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考えることが大切です。自分なりの答えをもち、その答えに根拠があり、その根拠に説得力があれば、道徳科における「深い理解」につながっていきます。石尾中学校では『考え、議論する道徳』の実践に取り組んでいます。

また、本校では、ローテーション道徳を行っています。担任の先生だけで授業をせず、学年の先生みんなで行います。

以下のような効果があります。

- 学年教員全員で学年生徒全員と関わるチャンスとなる。
- 授業者は担任へ学級の様子を伝えたり、学級生徒の良いところを共有したりすることができる。
- 1回きりではないので、教材研究が洗練されていく。

Tetoru の加入率について
現在、
1年生⇒99%
2年生⇒77%
3年生⇒84%
です。
引き続き、加入のご協力をお願いいたします。



教育実習について
5月22日(月)より、2名の教育実習生が1年生4組、5組の担任として、また体育、英語の授業を通して頑張っています。期間は3週間です。教員養成の目的だけではなく子どもたちにとっても教育効果があると考えています。実習だけでなく良い思い出がお互に残るよう取り組んでほしいと思います。

日	曜日	6月行事予定	給食
1	木	眼科検診	○
2	金		○
3	土		
4	日		
5	月		○
6	火	3年実力テスト	SC ○
7	水	1年校外学習	23
8	木	歯科検診(AM)	○
9	金	教育実習終了	○
10	土		
11	日		
12	月	カウンセリング(45分授業)	○
13	火	カウンセリング(45分授業)	○
14	水	2年校外学習 学校協議員会	13
15	木	カウンセリング(45分授業) 歯科検診(AM)	○
16	金	カウンセリング(45分授業)	○
17	土		
18	日		
19	月	カウンセリング(45分授業)	○
20	火	オープンスクール 心臓3次検診(PM) 小中一貫公開授業(6限)	SC ○
21	水	オープンスクール	○
22	木	オープンスクール	○
23	金	オープンスクール	○
24	土		
25	日		
26	月	腎臓検診(PM)	○
27	火	糖尿検診(AM)	SC ○
28	水	期末テスト	○
29	木	期末テスト	○
30	金	期末テスト	○
1	土		



7月の主な予定

- 11日(火) 個人懇談(1,2年生のみ)
- 12日(水)~14日(金)18日(火) 個人懇談(全学年)
- 19日(水)大掃除
- 20日(木)終業式
- 21日(金)夏季休業開始

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは《和泉市において、来年度に向け中学校全校に設置する方針で本校においても研究推進委員会を立ち上げ、来年度に向け準備を進めています》

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組みです。法律(地教行法第47条の5)に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。○学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる。○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる。○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる。○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる。